

## 会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成29年12月12日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時53分

出席者 委 員 委員長 広瀬昌子

茂呂健市 青木一男 白石幹男

天谷浩明 小堀良江 福田裕司

議 長 海老原恵子

傍聴者 大谷好一 針谷育造 小久保かおる

古沢ちい子 関口孫一郎 針谷正夫

大阿久岩人 千葉正弘 入野登志子

大武真一 梅澤米満 中島克訓

---

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 金井武彦

副主幹 岩崎和隆 主 査 藤澤恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	若 菜	博
保健福祉部長	藤 田	正 人
子ども未来部長	松 本	静 男
交通防犯課長	橘	唯 弘
保険医療課長	藤 平	恵 市
環境課長	櫻 井	茂
環境課主幹	金 田	卓
斎場整備室長	大豆生田	雅 志
人権・男女共同参画課長	大 山	勉
福祉総務課長	渡 辺	健 一
障がい福祉課長	吉 澤	洋 介
生活福祉課長	島 田	林 治
地域包括ケア推進課長	首 長	正 博
地域包括ケア推進課主幹	藤 平	美 奈 子
健康増進課長	福 原	誠
子育て支援課長	石 川	い づ み
子育て支援課主幹	清 水	孝 之
保 育 課 長	出 井	英 男

平成29年第4回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成29年12月12日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第102号 栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例の制定について
- 日程第2 議案第94号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）
- 日程第3 議案第95号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第96号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第97号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第98号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬昌子君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（広瀬昌子君） 当常任委員会に付託をされました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりです。

---

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第102号 栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまから、ただいまご上程いただきました議案第102号 栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例についてご説明を申し上げます。議案書は、14ページから18ページ、議案説明書は2ページでございます。

初めに、議案説明書2ページをごらんください。提案理由でございますが、道路等における喫煙マナーの推進に関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上喫煙マナーアップ推進区域及び路上喫煙禁止区域を指定することにより、市民等の身体及び財産の安全を確保し、快適な生活環境の実現に資するため、栃木市路上喫煙に関するマナー推進条例を制定することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

なお、参考条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書の14ページをごらんください。こちらは議案第102号の制定文でございます。

続きまして、15ページから条例案になります。第1条は、目的でありまして、この条例は、道路等における喫煙に関するマナー推進条例に関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上喫煙マナーアップ推進区域及び路上喫煙禁止区域を指定することにより、市民等の身体

及び財産の安全を確保し、快適な生活環境の実現に資することを目的としております。

続きまして、第2条でございます。本条例による用語の意義を定めております。本条例では、第4号において、路上喫煙とは、道路等においてたばこを吸うこと及び火のついたたばこを持つこととしております。ただし、道路交通法第2条第1項第9号に規定する「自動車の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく当該行為を行うこと」を除きます。

続いて、16ページをごらんください。第5号におきましては、喫煙マナーとはということで定義をしております。歩きながらたばこを吸う行為、火のついたたばこまたはたばこの吸い殻を道路等に捨てる行為、その他他人に迷惑を及ぼす喫煙及び生活環境に悪影響を及ぼす喫煙に係る行為をしないよう努めることと定義しております。

次に、第3条から第5条といたしまして、市民等、事業者、栃木市それぞれの責務を定めております。最初に、第3条では、市民等は、路上喫煙をする場合、喫煙マナーを守るように規定しております。

第4条では、事業者の責務として、第3項で、たばこの製造、販売を行う者は、喫煙マナーの向上のため、自主的な取り組みを実施し、喫煙マナーの推進を図るよう規定しております。

第5条では、市の責務といたしまして、路上喫煙防止、喫煙マナーの向上を図るためには、まず市民等や事業者の意識の向上が必要であり、そのための市民等や事業者を対象とした施策の実施について規定しております。

第6条では、マナーアップ推進区域について規定しております。駅周辺や観光スポットなど人の多く集まる場所、道路などより一層の喫煙マナーの向上を図る必要がある区域を路上喫煙マナーアップ推進区域として規定しております。主なものとしては、各鉄道の駅前広場や蔵の街大通り、伝建地区等であります。

続いて、17ページをごらんください。第7条では、推進区域における施策の実施につきまして、栃木市が、マナーアップ推進区域においては施策を重点的に実施すること及び当該区域で喫煙する場合は、灰皿のある喫煙場所または携帯灰皿を使い、周囲に配慮するものといたします。

次に、第8条です。路上喫煙禁止区域について規定しております。路上喫煙禁止区域は、マナーアップ推進区域のうち特に路上喫煙の防止をする必要があり、通行人の多い区域と火災予防が必要な伝統的建造物が残る区域を路上喫煙禁止区域として指定できるようにいたしました。具体的には、栃木駅前広場及び栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区となります。

続いて、第9条でございます。禁止区域における路上喫煙の禁止について規定しております。禁止区域において、原則路上喫煙は禁止となりますが、喫煙所を喫煙場所として指定した場所では喫煙ができるものといたします。

次に、第10条です。この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

最後に、附則でございますが、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでござい

ます。

以上、駆け足で雑駁な説明になりましたが、私からの説明は以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。やめられないほうからの立場としてお尋ねいたします。

基本的にはやむを得ないなというふうに思っているのですけれども、17ページに、携帯の灰皿をということで、禁止区域以外の推進区域ですか、そういう解釈で当面はいいのか。具体的に何場所かは説明を受けたのですけれども、そういう解釈でいいのか、ちょっとお願いいたします。携帯の灰皿を持っていけばいいというような……。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 禁止区域につきましては、喫煙はだめです。灰皿は栃木駅には設置する予定ですので、改めてそういうところで吸っていただきたいということです。あと、推進区域につきましては、歩きたばことかせずに、携帯灰皿もしくは灰皿のある場所で、立ちどまって、周りに配慮して吸っていただくということが条件になります。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それでは、私は、吸う立場、吸わない立場、両者の思いがわかる立場でちょっとお話ししたいと思いますので。

この路上喫煙に関するマナー条例は、全国でも60自治体以上が多分やられていると思うのですが、県内でも日光市とか宇都宮市、小山市に次いで4番目に制定されるということで、私はこれはすごくよいことだなというふうに思っております。

そういった中で、全国の自治体の中で、罰則規定を設けている自治体がもう3分の2ぐらいあるのかなというふうに感じております。県内でも小山市と宇都宮市は罰則を設けております。日光市は設けておりませんが、この罰則に関しては、いろいろな協議がされたかなというふうに思います。これらには賛否両論あったかなと思うのですが、罰則規定ですか、そういったものを設けないということになっておりますが、そういうふうなことに伴う協議内容をちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

罰則を設けるか設けないか、確かに検討委員会とか懇談会の席上いろんなご意見をいただきました

た。罰則をつけたほうがよろしいのではないかというご意見もいっぱいあったのですが、禁止区域として指定するところが、栃木駅の北と南の駅前広場、あと嘉右衛門町の伝建地区、この2つでありまして、ほかの地域は原則、吸ってもいいという形となりますので、面積が余り広くないというところと、あと罰則を設けるに当たって、指導員とか、人員の配置が必要であるということで、その人件費が結構ばかにならないということもご意見がありました。

例えば宇都宮市ですと、1人当たり20万5,000円で6人を、年間1,500万円ぐらいの費用がかかっております。また、小山市でも、2人の指導員で、1人たしか15万円ですので、年間360万円の費用がかかると。これが、ずっと指導員を雇うと、ある一定期間、5年、10年と雇用という形になってしまいますので、その費用対効果もあるのではないかというお話がありまして、今回はとりあえずマナー推進条例なものですから、罰則はつけずに、マナーとモラルに訴えるという形となりましたので、今回は罰則は設けないという形で取りまとめたところでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 制定されて、ちょっと今後の推移を見てから多分罰則等も考えるのかなというふうに思います。前例の自治体がありますので、そういったものを今多分研究された上で決定されたかと思いますが、この制定後、余りにもマナーがアップされないようであれば、ぜひ考えていただきたいと思います。

それと、よろしいですか。

○委員長（広瀬昌子君） はい。

○委員（青木一男君） それと、今は旧栃木市内にある程度特化しての条例かなというふうに思うのですが、1市5町が合併しまして、また今後、駅周辺とか公共施設等が、必要な場所もあるのではないかなというふうに思います。そういった今後の場所の区域ですか、区域選定というのはどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

現在、今回の条例案としましては、各地域として駅しか入っていないところなのですが、そのほか観光スポット等を今後入れていきたいと考えております。また、旧栃木市地域内では、県庁堀周辺の整備に伴いまして、完成したときには入れたいというふうに考えております。あと、大通りから新栃木駅に向けての道路も、次の見直しのときには検討したいと考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 今電子たばこを新たばこと言う、新型たばこというのが結構出ておりまして、うちの夫なんかもそれを吸っているのですが、喫煙所でそういう新型たばこも吸っているのですが、

この電子たばこはこの条例には入っていないようなのですけれども、それはなぜなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） お答え申し上げます。

この条文にははっきりとは書いてありませんけれども、以前ご説明をしたのですが、いわゆる電子たばこ、加熱式たばこというのは、たばこ税が課税されているので、あと水蒸気ですが、煙のようなものも出ると紛らわしいので、うちのこの栃木市の条例としましては、加熱式たばこも含めるという、そういう形になっております。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） この議論後の議決後のお話になろうかなと思いますけれども、これで議決されれば、平成30年4月1日から施行ですよというようなご説明があったかと思うのですが、やっぱり大事なのは、条例をつくることも大事ですけれども、それを守ることがやっぱり大事なことで、その議決後の市民への周知の方法というか、どういう方法を考えておられるのかお願いしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 4月1日の条例施行に先立ちまして、今回議案を議決いただきましたら、まず庁舎の東側に、懸垂幕をつくって掲示したいと思っております。そのほかに、広報やホームページにはもちろん掲載しますが、あと3月、条例施行間際になりましたら、3月になりまして、高校生蔵部とか、そのほかボランティア、栃木たばこ組合の業者の方のご協力を得まして、栃木駅前や伝建地区と、あと蔵の街大通りなんかを回りまして、PRをしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 差別ではないのですけれども、外国人の方もかなり増えているように思うのですけれども、例えば外国人の方への対応なんかはどう考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 外国人につきましても、チラシなどは外国語、幾つの言語をつくるか、まだはっきり決まっていないのですが、チラシは外国語もつくる予定になっています。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今の関連に近いと思いますけれども、例えば第8条の2だと、告示して標識を設置すると。推進地域もそうになってまいすけれども、こういった看板を立てるということだと思いますけれども、どのような看板を立てるようになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 栃木駅には、禁止区域なものですから、栃木駅から伝建地区までを含めた観光案内図のようなところで、黄色と赤で色分けをして、ここはマナーアップ推進区域ですよ、



禁止区域ですよという形で、たばこを吸うことについて配慮をくださいという看板をつくる予定になっております。また、それ以外の東武、JRの駅につきましても、マナーアップ推進区域ですよということがわかるような縦形の看板を各駅に設置する予定になっております。そのほかに道路、蔵の街大通りとかはマナーアップ推進区域なものですから、路面標示をしたいと考えております。このような形で看板とか路面標示をしてマークを。あと、大通りにつきましても、そのほかに、東電のキュービクルがあるものですから、そういうところにもマナーアップ推進区域ですよという明示を、看板をつけたいと考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、第7条で、生活環境の実現に向けた施策を重点的に実施する、推進地域ではね。これは、具体的にはどういうことを考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 基本的には、ごみの吸い殻の清掃活動と、そのほかマナーを守るようにという推進活動ですか、PR活動をする予定になっています。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今受動喫煙というのですか、それが問題になっておりますよね。禁止区域にも喫煙場所を設けるとか、そういったことが……喫煙場所の生活環境、俺はそういうふうに思っていたのですけれども、受動喫煙をなくさせるための施設というのですか、そういうことは考えていないのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 櫻井環境課長。

○環境課長（櫻井 茂君） 禁止区域につきましても、灰皿を設置するという形で今予定しております。例えば栃木駅の北側の西側に今灰皿が設置してありますが、そこは高校生の通学コースになりまして、高校生がたばこの煙を吸う可能性が十分にあるという形なものですから、今回は、この条例の見直しとともに、それを駅前交番のほうに、東側に移す……駅の交番寄り、もちろんやや南側、駅寄りになりますけれども、そこに移設をしまして、そのほか、受動喫煙にならないように、植栽である程度囲みたいと考えております。それを年明けに工事をJTさんとやる予定にはなっております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第102号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第2、議案第94号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） おはようございます。ただいまご上程いただきました、平成29年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の54、55ページをお開きください。2款1項15目諸費、補正額8,283万2,000円の増額であります。説明欄2行目、ふれあいバス運行事業費につきましては、現在栃木駅北口の市有地をバス待機所としておりますが、シビックセンター整備に伴い、来年度から使用できなくなる見込みとなったため、JRの協力のもと、鉄道高架下にバス待機所を整備するための工事請負費及び時刻表等の印刷製本費を増額するものであります。

次の国県支出金返還金（障がい福祉課）につきましては、平成28年度の国県支出金の障害者自立支援給付費国県負担金、特別障害者手当金等給付費国庫負担金、障害者医療費県負担金、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業補助金の精算確定に伴い、超過交付額を返還するものであります。

次の国県支出金返還金（生活福祉課）につきましては、平成28年度生活保護費等国庫負担金の精算確定に伴い、超過交付額を返還するものであります。

56、57ページをお開きください。説明欄1行目、国県支出金返還金（地域包括ケア推進課）につきましては、平成28年度多機関の協働による包括的支援体制構築事業費補助金の精算確定に伴い、超過交付額を返還するものであります。

次の国県支出金返還金（健康増進課）につきましては、平成28年度がん検診推進事業補助金及び平成28年度栃木県健康増進事業費補助金の精算確定に伴い、超過交付額を返還するものであります。

次の国県支出金返還金（子育て支援課）につきましては、平成28年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金及び児童入所施設措置費等国庫、県負担金の精算確定に伴い、超過交付額を返還するものであります。

次の国県支出金返還金（保育課）につきましては、平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の精算確定に伴い、超過交付額を返還するものであります。

68、69ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費につきましては、地方債1,270万円の増額による一般財源を減額する財源内訳変更分を含む補正額1,477万9,000円の減額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し、減額するものであります。以下、職員人件費につきましては、同様の理由により増額または減額するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

説明欄2行目、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計における職員人件費の増額に伴い、繰出金を増額するものであります。

説明欄4行目、隣保館管理費につきましては、電気工作物の定期点検により絶縁不良が認められ、機器の交換が必要となったため、維持補修費を増額するものであります。

次に、2目障がい福祉費、補正額3,241万円の増額であります。説明欄1行目、重度心身障がい者医療費助成事業費につきましては、重度心身障がい者医療費助成制度の現物給付による申請件数及び助成額の増額に伴い、重度心身障がい者医療給付費を増額するものであります。

次の障がい者自立支援事業費につきましては、障害者総合支援法における平成30年4月施行の制度改正等に伴う改修及び平成30年度に予定されている報酬改定に伴うシステム改修のため、増額するものであります。

次に、3目高齢福祉総務費、補正額2億1,490万円の増額であります。説明欄にはございませんが、市民後見推進事業費の県補助採択に伴う成年後見センター運営事業費の財源内訳の変更も含まれております。

説明欄2行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計への繰出金を減額するものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、第6期介護保険事業計画に基づき行われる施設整備補助金、開設準備経費補助金の精算により、増額補正するものであります。

次の介護老人保健施設整備資金貸付金につきましては、地域総合整備貸付制度（ふるさと融資）を活用した民間事業者への貸し付けで、医療法人社団友志会介護老人保健施設ぶどうの舎の整備に対する貸付金を増額するものであります。

次の低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業費につきましては、国のモデル事業として、低所得高齢者等へ住まい確保の支援、生活支援サービスの提供を行う事業が採択されたことから、増

額するものであります。

70、71ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額199万2,000円の増額であります。説明欄2行目、臨時職員共済費につきましては、学童保育支援員の社会保険の適用に伴い、社会保険料を増額するものであります。

次の生活保護世帯等特定教育・保育施設実費徴収費補助金につきましては、平成29年度から実施要綱を制定しての事業ですが、実施のための費用を当初予算に見込んでいなかったため、増額するものであります。

次に、3目母子福祉費につきましては、国県支出金92万円の増額による一般財源を減額する財源内訳変更を含む補正額840万円の増額であります。

説明欄、不妊治療費助成事業費につきましては、不妊治療を受けている夫婦からの助成額が増加したため、不妊治療費扶助費を増額するものであります。

次に、4目児童福祉施設費、補正額366万3,000円の増額であります。説明欄2行目、児童センター管理運営費につきましては、はこのもり児童センターにおける補充人員である臨時職員1名分の賃金を増額するものであります。

次に、5目保育所費、補正額565万8,000円の増額であります。説明欄2行目、保育所共通管理運営費につきましては、大平南第二保育園の建物定期点検により指摘を受けた外壁等を補修するため、増額するものであります。

次のいまいずみ保育園管理運営費につきましては、保護者用通路の舗装及び園庭砂場木柵の修繕のため、増額するものであります。

次のいりふね保育園管理運営費につきましては、下水道使用料が漏水による支出額の増加により予算に不足が生じるため、増額するものであります。

72、73ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費につきましては、国庫支出金46万円の増額による一般財源を減額する財源内訳変更分を含む補正額986万8,000円の減額であります。

説明欄2行目、病院群輪番制病院設備整備補助金につきましては、国、県の補助事業で、2次救急を担っている病院の円滑な運営推進のため、病院が実施する医療機器購入に対して補助金を交付するもので、今回は獨協医科大学病院が県から選定されたため、増額するものであります。

次に、2目予防費、補正額663万1,000円の増額であります。説明欄、予防接種事業費につきましては、本年3月に子宮頸がん予防ワクチン接種を原因とする重度の健康被害者への損失補償を行いました。その後、より重度の補償基準が適用されるのではないかと被害者から申し出があり、保険会社による再調査の結果、追加補償を実施することとなったことから、市が加入する全国市長会予防接種事故賠償保証保険を財源とした補償金を支出するため、増額するものであります。

次に、4目斎場費、補正額738万6,000円の減額であります。説明欄、斎場整備事業費につきましては、8月に完了したPFI導入可能性調査結果に基づき、新斎場建設をPFI等の民間活力を導

入して実施することとなったため、従来手法で建設する場合に必要であった火葬炉設備選定アドバイザー業務委託料が不用となったため、減額するものであります。

次に、6目保健施設費、補正額67万円の増額であります。説明欄、都賀保健センター管理運営費につきましては、都賀保健センター玄関口の外壁タイルが、劣化による落下のおそれがあることから、工事請負費を増額するものであります。

74、75ページをお開きください。2項3目し尿処理費、補正額1,296万円の増額であります。説明欄、衛生センター管理運営委託事業費につきましては、平成28年度に実施を予定しておりました栃木市衛生センター受け入れ貯留棟の電気設備の修繕業務を、市が別途発注した仮設工事の影響で履行できなかったため、本年度実施することに伴い、増額するものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） おはようございます。

私からは歳入等の所管関係部分についてご説明させていただきますので、44、45ページをお開きください。14款1項1目民生費国庫負担金の補正額は、3,791万9,000円を減額するものであります。

1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金につきましては、本年度から予定されていた第1号保険料第2段階、第3段階の消費税増税に伴う保険料減額が、消費税の増税延期に伴い見送られたことから、国からの補填のための負担金を減額するものであります。

3節生活保護費負担金の生活保護費過年度交付分につきましては、平成28年度生活保護費等国庫負担金の交付額確定に伴い、医療扶助費等負担金について追加交付額を補正するものであります。

14款2項2目民生費国庫補助金の補正額は、747万6,000円を増額するものであります。1節社会福祉費補助金、説明欄1行目、障害者総合支援事業費補助金につきましては、平成29年度の障害者自立支援給付支払等システム改修に伴い、国庫補助金を増額するものであります。

説明欄2行目、高齢福祉事業費補助金につきましては、低所得者高齢者等住まい・生活支援モデル事業費の事業に当たっての定額補助金であります。

2節、児童福祉費補助金、説明欄1行目、児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金につきましては、婦人相談員活動強化事業に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次の子ども・子育て支援交付金につきましては、特定教育・保育施設の実費徴収に係る不足給付費補助の実施のための国庫補助金を当初予算に見込んでいなかったため、補正するものであります。

15款1項1目民生費県負担金の補正額は、2,500万円を減額するものであります。説明欄、低所得者保険料軽減負担金につきましては、国庫負担金で説明いたしましたとおり、県負担金においても減額するものであります。

続きまして、次ページ、46、47ページをお開きください。15款2項2目民生費県補助金の補正額は、5,240万1,000円を増額するものであります。1節社会福祉費補助金、説明欄1行目、重度心身

障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成制度に係る県補助金でありまして、重度心身障がい者医療給付費の補正増に伴い、増額するものであります。

次の市民後見推進事業費補助金につきましては、市民後見制度導入に向けた取り組みに対する県補助金の採択を受けたことから、増額するものであります。

次の地域医療介護総合確保基金施設等整備交付金につきましては、介護保険事業計画に基づく施設整備に対する交付金を増額するものであります。

次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、介護保険の施設整備に対し、応募者のなかった小規模多機能型居宅介護事業所分の交付金を減額するものであります。

2節、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金につきましては、国庫補助金で説明いたしましたとおり、県補助金においても同様に補正するものでございます。

3目衛生費県補助金につきましては、208万8,000円の増額補正であります。説明欄、病院群輪番制病院設備費補助金につきましては、2次救急医療費を担っている獨協医科大学病院の医療機器購入に伴う事業費の3分の2が県の補助対象となったため、増額補正するものであります。

18款1項2目介護保険特別会計繰入金の補正額は、1億292万5,000円を増額するものであります。説明欄、介護保険特別会計繰入金につきましては、市が負担する一般会計繰入金の精査により生じた介護保険特別会計からの繰入金であります。

続きまして、次ページ、48、49ページの中段からになりますが、20款5項4目2節雑入、説明欄1行目、病院群輪番制病院運営費負担金等（健康増進課）につきましては、病院群輪番制病院設備費補助金の関係町であります、壬生町からの負担金を増額補正するものであります。あわせて、本年3月に、子宮頸がん予防ワクチン接種を原因とする重度の健康被害者への損失補償を行いました。その後、より重度の補償基準が適用されるのではないかと被害者からの申し出があり、保険会社による再調査の結果、追加補償を実施することになったため、その財源となる、本市が加入する全国市長会予防接種事故賠償保証保険の保険金663万1,000円を受けるため、増額補正するものであります。

続きまして、債務負担の補正の追加の所管関係分についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きいただき、第3表をごらんください。まず、8ページ、事項欄5段目、平成29年度緊急通報装置貸与事業委託につきましては、ひとり暮らし高齢者等に貸与する緊急通報装置のコールセンターや機器設置の委託で、現事業者との契約が年度末で満了となることから、年度内に入札等の準備作業を行うために、債務負担行為の補正を行うものであります。

次の平成29年度新斎場建設に伴うPFIアドバイザー及び設計建設モニタリング業務委託につきましては、8月に完了したPFI導入可能性調査結果に基づき、新斎場建設をPFI等の民間活力を導入して実施することとなったため、事業者選定から契約締結までの業務支援及び設計、建設についてのモニタリング業務が必要となります。実施が平成33年度まで予定していることから、債

務負担行為を追加するものであります。

次の平成29年度新斎場建設に伴う橋りょう設計業務委託につきましては、新斎場建設地の出入口橋りょうの架け替えを、新斎場建設スケジュール等を考慮し、P F I等事業に先行して実施する必要があるため、本年度から平成30年度にかけて実施することといたしました。完了一括払いを予定していることから、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、9ページ、事項欄4段目、平成29年度新斎場建設に伴う進入路部、交差点部設計業務委託につきましては、本年度事業である測量業務を完了したことや、新斎場建設スケジュール等を考慮し、早期に進入路等を整備するため、本年度から平成30年度にかけて実施することといたしました。完了一括払いを予定していることから、債務負担行為を追加するものであります。

次の平成29年度新斎場建設に伴う地質調査業務委託につきましては、進入路部、交差点部設計業務委託に伴い、実施する必要があることから、債務負担行為を追加するものであります。

以上、一般会計歳入及び債務負担行為補正の追加に係る所管関係部分についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入、歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 3つほどあります。1つ伺います。

69ページなのですけれども、中段で、老人福祉施設の整備事業補助金があります、4,500万何がし。これについて、今6期ということなのですけれども、施設ができてきて、この場合老人保健施設、特別な施設なのかなと思いますけれども、ベッド数というのですか、多分まだ足りないと思いますけれども、見込みとしては、これをつくってどんなような状況になるのかお伺いします。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今回の補正の部分のところにつきましては、第6期、平成27年から29年までの計画の部分の一番最後の募集になります。今回該当しましたものは、小規模の特別養護老人ホーム、定員29人のものがここには1つ分計上させていただいております。第6期の計画が全て完了いたしますと、これは白石委員の一般質問のときにもお答えいたしましたように、待機者は理論上は90名台、97名程度になるというような、そういう部分のところで見込んでいます。

ころでございます。ただ、待機者は非常に流動的な部分のところがありますので、このベッド数が本当のところでは幾つ足りるのか足りないのかという部分のところにつきましては、さらにいろいろな施設等の状況等も確認する必要があるかというふうには考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 次の質問に行きます。

同じく下の低所得者、高齢者住まいの生活支援モデル、これは具体的な例をちょっとわかりやすいように説明いただけますか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 本事業につきましては、基本的には国のモデル事業ということで、厚生労働省のモデル事業になります。低所得者という定義は余り明確にはございませんけれども、どうしても所得が少なく地域生活が難しい、そういう方についての住まいをあっせんし、さらにそこに、厚生労働省の事業でございますので、介護サービス等の提供もあわせて行っていくというようなことを想定している事業でございます。今般24時間の定期巡回の事業が私どもで始まりまして、そのコールセンターがこの相談を受けながら一緒に対応していくというようなことで、この事業の採択をいただいたところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっと確認させていただきます。

低所得者という、多分今ラインがないのだなというふうに理解したのですけれども、非常に幅があるのかなというふうに思います。そういう意味では、人員的にもやっつけていけるのか伺います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今回はあくまでもモデル事業という部分のところ、この520万円という金額の中で対応していくという形になります。実際問題としては、コーディネートをする、そういう職員をこの費用の中で賄っていく形になりまして、実際の調整は、市内の宅建協会を初めとした不動産業を営んでいる方々等とも連携をとりながら対応するという形で進めさせていただく予定でおります。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、3つ目に参ります。

71ページなのですけれども、不妊治療の助成なのですが、840万円ですね。多分だんだん増加しているのかなという気がしますが、対象人数が多分100名を超えるのかななんていう気がするのですけれども、ちょっと具体的な数字とその傾向を伺います。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 不妊治療助成事業の当初予算が1,200万円を予定してございます。

当初50件ということで、8万円ということの単価で算出をしております。今後見込まれる数字な



のですが、170件分で、1件当たり12万円の算出で計算しておりまして、トータルで2,040万円の支出を見込んでございまして、今回840万円の補正を要求しているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 傾向的には多分不妊治療が増えているというような状況があるのかなというふうに理解はしているのですけれども、今後予算のとり方もありますけれども、どういうふうな見方で考えているのかお伺いします。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 不妊治療の増加の原因ということになるのですけれども、やはり不妊治療が社会的に認知されてきているということが、また治療しやすい環境になってきているということで増えてきているのかなと思っております。また、原因については、どうしても女性の高齢化になっておりまして、女性の社会進出に伴う晩婚化による影響等で、どうしても不妊治療をされる方が出てきているという状況であると思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 69ページ、障がい福祉費についてご質問したいと思います。

まず、重度心身障がい者の医療費助成事業費ということで3,000万円強なのですが、当然これは現物支給の対象者が増えたのだとわかるのですけれども、やっぱり3,000万円強ということで随分乖離があるなというところなのです。当初の計画はどれぐらいであって、どれぐらい増えたのかというのを教えていただきたいと。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 重度心身障がい者医療費助成事業についてですが、本年度償還払いから現物給付に変わったということでございます。当初予算ですと、当初、昨年度と本年度の予算上では1.38倍ぐらいになるだろうという予想を立てて見込んでいたわけなのですが、今の状況を見ていきますと、約1.51倍ほどに増えてしまうというような状況でございますので、どうしても、当初の見込みも若干甘かった部分もあるのですが、現状と比較しまして増額をしているという状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ということは来年度の予算にそれを折り込むというような考えでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 重度心身障がい者につきましては、ある程度固定された方が対象になっております。今回増えるという状況が大分わかってきましたので、この金額、補正後の額において、予算要求で賄えるのかなというふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） あと、その下の部分、障がい者自立支援事業費ということで、ご説明の中で、自立支援費の支払い等のシステム改修というようなご説明があったのですが、これは実際どのようなシステムの改修をしたのかというのを知りたいのですが、よろしくをお願いします。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） お答え申し上げます。

こちらのシステムは、いわゆる障がい福祉サービスの受給者証の交付であるとか、あるいは報酬の請求であるとか、そういったものを管理するシステムです。平成30年度に予定されています法改正で、新たな障がい福祉サービスが増えていく。それから、平成30年度に報酬の改定が予定されていて、それに対応するためのシステム改修でございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 法改正のためのシステム改修ということで理解しました。今後は、こういうのではないと考えていてよろしいのですか。国の法がまた変われば、それに追従しなければいけないというところは理解できるのですが、一通りはこれで終わったというか、でよろしいのですか、解釈で。

○委員長（広瀬昌子君） 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（吉澤洋介君） 予定されている法改正は今、その平成30年なので、それ以降のこととはちょっと今言及できませんけれども、現在のところはそういうことでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 69ページなのですが、真ん中よりやや下の方にある介護老人保健施設整備貸付金なのですが、2億5,200万円ですか。これは、先ほどの説明ですと、ぶどうの舎の整備というお話だったのですが、具体的な内容をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 医療モールの中にありますぶどうの舎という老人保健施設、現在50床ですけれども、それを50床増床する工事を行うものになります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、ちょっと関連で。

その2億5,200万円ですか、これは地方債でなっているような気もしますが、市の財源は、借金というか地方債であるということなのではないでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実はその同じ整備のところの上段の部分、先ほどご質問いただいた部分ではありますが、これは老人福祉施設に関する部分のところ、このような形で老人福祉施設につきましては補助等がございます。ただ、老人保健施設につきましては、この補助等がご

ございませんので、実際にそれぞれの実施事業主体が、みずからの資金で行う形というものが原則になります。

そのような中、市といたしましては、円滑な事業推進を図っていくという観点も含めて、有利な事業というものを検討していくという部分のところの中で、本事業は、先ほど説明で申し上げました、いわゆるふるさと融資の該当になるという部分のところでございますので、市のほうが2億5,200万円、これを貸し付けをすると。市のほうに、その利子相当部分のところについては、特別交付税措置で戻ってくるというような、そのような形の有利な制度がございますので、そちらのほうを活用させていただくと。

この制度を活用いたしますと、事業所は無利子でこの2億5,200万円の部分のところを、市のほうに、要は特交でお金が戻ってまいりますので、無利子でこの融資を使えるというメリットがございますので、そのようなものをこの老人保健施設については適用させながら対応している形になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 了解です。それと、先ほど福田委員が、重度心身障がい者医療費助成費、かなり増えているのですけれども、この要因は現物給付になったからと。具体的には、やはり今までは利用を控えていたというか、本当は使いたかったのだけれども、控えていたとか、逆に申請しなかったとか、そこら辺の要因というのはどうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 当初予算では、やはり医療機関のほうに来られない方、申請できない方などが増えるということで予算を計上してまいりました。もちろんそのようなこともあるのですけれども、そのほかに、事業のほかにかかる方も増えているということで、1人当たりの、医療機関にかかる方が増えてきているということも要因の一つとなっているというふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 斎場費、72ページ、ここでは738万6,000円ほど、アドバイザー、PFIになるということで、これを減額するというような説明があったのですけれども、債務負担行為で、8ページで、PFI、アドバイザー及び設計、これで5,300万円ほど債務負担行為が出ているのだけれども、この関係というのはどのような関係なのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 大豆生田斎場整備室長。

○斎場整備室長（大豆生田雅志君） お答え申し上げます。

まず、今回補正減をしておりますものにつきましては、従来手法でやった場合、通常は設計業務を発注することになるかと思っておりますけれども、通常の箱物をですね。斎場施設の場合は、炉ですね、火葬炉の仕様が決まっていないと、その大きさとかが各社違うものですから、なかなか設計が難

しいと。どの会社でも入る大きさにはなかなかできないものですから、その場合は火葬炉を先に選定する必要があるということで、その選定のためのアドバイザー業務を当初予算に計上してございましたが、PFI等の民間活力事業で実施する場合には、炉も含めて、業者さんがSPCという特別目的会社ですか、をつくって、トータルで入札といいますか、事業者を決めていくものですから、特定の炉メーカーをあらかじめ選定する必要がないということになりますので、これを補正減するものでございます。

かわってといいますか、今回債務負担行為で追加します、PFI等アドバイザー業務につきましては、それは簡単に言いますと、今回15年間の運営までを含めて一括で発注するということになりましたけれども、そのための業者選定までの業務をまずアドバイザー業務でお願いするという一方で、業者選定に当たっては、炉メーカーも含めて、建設会社と炉メーカーさん、それから運営会社さん等がチームをつくって、それぞれのチームを比較して選定するというような形になりますので、炉メーカーありきということではなく、トータルパッケージで発注していくということになります。

そのためのお手伝いいただく、業務支援をいただくのがアドバイザー、それから業者が決まった後、請負業者が決まった後は、今度はその事業者が具体的に、設計に始まって、建設をして施設オープンになるわけですが、その設計期間と、それから建物が建ち上がる、でき上がるまでの建設期間、この2つの期間に、市の仕様書や提案いただいた業者からの提案が、きちんとその建物に反映されているかどうかというのをチェックしていく必要がございます。その業務がモニタリング業務になるのですけれども、今回はその2つの業務を一括で発注したいということで債務負担行為の追加をしているものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。では、補正減のほうは、火葬炉の選定のためのアドバイザー。同じアドバイザーといっても、性質が全然違うということではよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 大豆生田斎場整備室長。

○斎場整備室長（大豆生田雅志君） 規模がかなり違うということで、業務内容も大きく、今回追加するもののほうが大きいということになります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、8ページの債務負担行為で、新斎場関係で5つ債務負担行為の補正ということで出ているのです。これは、平成29年度の予算で、それがまた平成30年度にも及ぶということで、そういうふうになっているのだと思うのですけれども、この予算的には、当初予算でとってあったということはないですね。

○委員長（広瀬昌子君） 大豆生田斎場整備室長。

○斎場整備室長（大豆生田雅志君） お答え申し上げます。

今回補正で追加したものにつきましては、いずれも当初予算は計上してございません。事業をPFI等の民間活力を導入して実施するという事になったものですから、それに伴いまして、そのための支援業務、それから敷地内の事業ですね、橋りょうを架け替えたりというのは、これはPFIとは別事業で発注する必要がございます。それから、進入路になりますけれども、旧広域農道のところからの入り口の交差点、それからそこからこの高地まで北に上っていきます途中の迂回路の設置などにつきましては、PFI事業とは別途進める必要がございますので、そのための設計業務を今回、平成29年度に入札等で業者選定しまして、ただ工期が単年度で終わらないものですから、来年度の一括払いということで債務負担行為を補正するものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 当初予算になかったということは、補正で予算を組むということではないのですか、ここにはないけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 大豆生田斎場整備室長。

○斎場整備室長（大豆生田雅志君） いずれの事業も平成29年度の支払いが生じないものですから、平成29年度の予算には計上せずに、債務負担行為だけ計上させていただきまして、平成30年度の予算に支払いという形で計上させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと一個、75ページで、衛生センター管理運営委託事業費、これは平成28年度に予算計上して、電気設備の改修というのですか、やる予定だったのが、何か事情があってできなくて、本来ならば平成29年度予算に、最初から当初予算に計上するべきものだったのではないかなと思うのですけれども、今補正で出てきたのですけれども、その理由は何なのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） お答え申し上げます。

補正予算でとる理由でございますけれども、平成29年度の予算編成の時点では、現在別途工事で仮設養生をしております。その仮設養生の外す時期というのが確定できなかったものですから、今回、今やっています本工事のほうで仮設の工事が決定いたしまして、今年度できるということで、補正をさせていただきたいというものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 55ページのところにある、下のほうのふれあいバスの運行事業費の中で、先ほど説明では、シビック予定地のJRの駅の下に移すということですが、どんなふうな、安全上とかわからないので、駐輪場なんかもあるのだけれども、どんな形になるのか、ご説明願います。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

先ほども説明させていただきましたが、栃木駅北口の交番の裏側につきましては、シビックセン

ター等の整備のために来年度から使えないということで、ドライバーの休憩とか交代の関係で、どうしても待機所が必要なのですが、そこが使えなくなるということで、いろいろ苦慮していたのですが、今回JRさんのご協力で高架下をお借りできることになりました。

具体的な場所は、栃木駅北口、同じなのですけれども、國學院の教育センターはご存じですか。その南側に公園があります。まさに駅前公園という名称なのですが、そこに隣接したJRの鉄道高架下でございます。

柱の間3つをお借りするということになりました。経費的には、JRさんとか鉄道事業者との市との協定で、公益的事業の場合には無償で貸し出す。ただし、固定資産税は減免してくださいというような協定が結ばれておまして、今回の場合、ざっくり申し上げますと、固定資産税が約12万円ほど減免になりますが、民間を借りた場合、五、六十万円は下らないということで、経費的にも有利なのですが、それよりも駅近くでそういう待機所を見つけるというか、困難な状況だったので、大変助かっているわけなのですが。

ご質問の具体的な養生ですけれども、基本的に鉄道事業者様、高架の柱はすごく神経を使うのですけれども、そこに万が一バスが接触しても大丈夫なように、養生するような形で落ちつきつつあります。正直地面が砂利敷きなので、そこをアスファルトとかいろいろ言われるのかなと思ったのですが、逆にそういうことをされると鉄道上問題が生じるらしいので、比較的安い経費で工事ができるようになった状況でございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） では、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第94号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。

大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（広瀬昌子君） 大変失礼いたしました。暫時休憩。

（午前11時08分）

---

○委員長（広瀬昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

---

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 続きまして、日程第3、議案第95号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第95号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の13ページをお開きください。

平成29年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,868万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億4,430万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、126、127ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、補正はありませんが、歳入の国庫補助金及び前期高齢者交付金の補正に伴い、財源内訳を変更するものであります。

128、129ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金、補正額2億1,070万4,000円の増額であります。説明欄、後期高齢者支援金につきましては、本年度の後期高齢者支援金の算定の結果、予算に不足が生じたので、増額補正するものであります。

130、131ページをお開きください。6款1項1目介護納付金、補正額2,962万7,000円の増額であります。説明欄、介護納付金につきましては、本年度の介護納付金の算定の結果、予算に不足が生じたので、増額補正するものであります。

132、133ページをお開きください。11款1項3目償還金、補正額9,835万1,000円の増額でありま

す。説明欄、療養給付費等負担金等返還金につきましては、前年度の療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の精算の結果、超過交付となったため、返還金について増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、124、125ページにお戻り願いたいと思います。4款1項1目1節現年度分、補正額3億6,352万3,000円の減額であります。説明欄、療養給付費等につきましては、費用額に対する国の100分の32の負担金でありまして、この後ご説明いたします前期高齢者交付金の増額の影響により、交付額が少なくなるため、減額補正するものであります。

次の介護給付費納付金、次の後期高齢者支援金につきましては、歳出の増額補正に伴い、国庫負担金を増額補正するものであります。

次に、2項1目1節普通調整交付金補正額6,300万円の減額であります。説明欄、普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するため交付されるものであり、前期高齢者交付金の増額の影響により、交付額が少なくなるため、減額補正するものであります。

次に、6款1項1目1節現年度分、補正額7億6,520万5,000円の増額であります。説明欄、現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者の医療費の負担の平準化を図るため、交付されるものであり、前期高齢者の増加や過去の精算額による算出により、本年度の交付額が見込み額よりも多くなるため、増額補正するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算のご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきまして、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 124ページの前期高齢者交付金ですけれども、7億6,500万円ほど増えているということで、この交付金が大きく影響して、いろいろ財源内訳が変わっているのだけれども、具体的にどういうことでこうなったのか伺いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今回の補正につきましては、先ほど申したとおり、前期高齢者の増



加、また過去の精算額の算出により大きくなったというようなことを申し上げたわけなのですが、過去の精算額の算出ということなのですが、これを具体的に申し上げますと、岩舟町の合併によりまして、そのときに生じた清算額が本年度反映されているということで、増額が大きく増になったということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、岩舟町の前期高齢者の交付金の分が、今回精算によって入ってきたということなのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 岩舟町分だけというわけではないのですが、平成27年度の精算分ということで、岩舟町の方がかなり反映されてきているという内容になってございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第95号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

#### ◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第4、議案第96号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第96号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の

17ページをお開きください。

平成29年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,479万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明をいたしますので、142、143ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目一般管理費、補正額380万円の増額であります。説明欄、職員人件費につきまして、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員の役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し、補正増するものであります。

次に、144、145ページをお開きください。4款1項1目保険料還付金、補正額49万2,000円の増額であります。説明欄、保険料還付金につきましては、市民税課所管となりますが、後期高齢者医療広域連合の保険料軽減システムの誤りにより還付金が増額したことに伴い、補正増するものであります。

次に、4款1項2目保険料還付加算金、補正額6万6,000円の増額であります。説明欄、保険料還付加算金につきましては、こちらも後期高齢者医療広域連合の保険料軽減システムの誤りにより還付加算金が増加したことに伴い、補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、140、141ページにお戻り願いたいと思います。4款1項1目1節事務費繰入金、補正額380万円の増額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては、職員人件費の増加に伴い、一般会計からの人件費繰入金を補正増するものであります。

次に、6款2項1目1節保険料還付金、補正額49万2,000円の増額であります。説明欄、保険料還付金につきましては、保険料還付金の増額に伴い、補正増するものであります。

次に、6款2項2目1節保険料還付加算金、補正額6万6,000円の増額であります。説明欄、保険料還付加算金につきましては、保険料還付加算金の増額に伴い、補正増するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

本案につきまして、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第96号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

#### ◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第5、議案第97号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第97号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の21ページをお開き願います。平成29年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,450万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億4,711万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

今回の補正予算の概要でございますが、大きく4点ございます。1点目は、国が本年度から実施予定であった介護保険料第2段階、第3段階の低所得者の減免制度が正式に見送られたことから、当初盛り込んでいた補填のための国県の交付金が減額となり、各給付費の財源内訳の変更が生じたもの、2点目が、平成28年度決算の確定により、法定繰り入れ等の超過給付額の一般会計への繰り

出しが生じたもの、3点目として、4月から始まった総合事業のみの利用者のケアマネジメント料が、申請者の増により増額となったもの、4点目として、職員課所管ではありますが、人事院勧告の実施等に伴い、各事業の人件費が増額となったものについて補正対応したいというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の162、163ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の補正額は、2,705万円を増額するものであります。説明欄の職員人件費は、職員課所管ではありますが、先ほど一般会計から申し上げてきているような理由で、職員の給与等の増額補正を行いたいというものでございます。

以下、職員人件費等につきましては、176、177ページの日常生活支援事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、その次のページの権利擁護事業費にもございますが、同様でありますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、164ページ、165ページをお開き願います。ここからは保険給付等給付費の概要でございますが、全て財源内訳の変更になります。冒頭申し上げましたように、消費税増税の関係で、介護保険の65歳以上の保険料は、8%になった平成27年4月から、低所得の第1段階の方の減額を行い、その補填を国、県、市のそれぞれが公費から行っております。当初は、本年4月から消費税が10%に増税される予定で、その際には第2段階、第3段階の方へも拡大して減額を行い、第1段階と同様、公費で補填する予定となっておりますが、増税が見送られたことから、その取り扱いは保留状態でございました。

県は、当初予算において、交付金の支出を見込む形での予算編成を行ったことから、市もそれに倣い、当初予算におきましては、同様の取り扱いで事態の推移を見守ってまいりましたが、今般県も補正予算で減額措置を行ったことから、制度の実施のないことが明らかになったという判断で、市も同様の手続を進めるものであります。

そのために、このページの介護サービス等諸費、次のページの介護予防サービス等諸費、さらにその次のページの審査支払手数料、次のページの高額介護サービス等費、次のページの高額医療合算介護サービス等費、次のページの特定入所者介護サービス等費の財源内訳が変更となるものでございます。特定財源の部分のところで見込んでいたものが、一般財源に変わるという形でございますが、介護特会でございますので、一般財源、いわゆる保険料にかわるというふうな、そういう形での判断ということになります。

恐れ入りますが、176ページ、177ページをお開き願います。5款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額は、174万9,000円を増額するものであります。説明欄2行目の介護予防ケアマネジメント事業費は、チェックリストのみで総合事業を利用する方への介護予防プランの作成代であり、利用者が当初見込みを上回っていることから増額補正したいというものであります。

180ページ、181ページをお開き願います。7款2項1目他会計繰出金の補正額は、1億292万

5,000円を増額するものであります。説明欄の一般会計繰入金につきましては、平成28年度決算の確定に伴い、収入超過となった一般会計からの法定繰入金を返還する繰入金であります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、158、159ページにお戻りください。1款1項1目第1号被保険者保険料の補正額は、7,882万9,000円を増額するもので、現年度分の特別普通徴収保険料であります。この保険料につきましても、第2段階、第3段階の減免を見込んだ形で、当初予算策定時におきましては保険料の見積もりをしておりましたが、実際には実施されていないということで、7月からの賦課段階では、減免のない状態で賦課をしておりましたので、保険料が当初予算に対しまして収入見込みが増えたということで、増額補正をしたいというものであります。

次の4款2項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）は60万7,000円、次の3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は81万9,000円を増額するもので、国からの交付金であります。

次の5款1項2目地域支援事業支援交付金は68万円の増額で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次の6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）は30万4,000円の増額、次の2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は40万9,000円の増額で、県からの交付金であります。

160、161ページをお開きください。9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）は30万4,000円の増額、次の3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は40万9,000円の増額で、一般会計からの法定繰入金であります。

次の4目その他一般会計繰入金の補正額は2,705万円の増額で、職員課所管の職員給与費等繰入金の増額に対応するものであります。

次の5目低所得者保険料軽減繰入金の補正額は1億円の減額で、国、県、市で負担する低所得者の保険料軽減分を補填する交付金を繰り入れるものですが、これまでの説明のとおり、第2段階、第3段階の制度導入が見送られたことから、減額するものであります。

10款1項1目繰越金の補正額は、1億2,509万3,000円を増額するものであります。これは、今回の補正に係る財源として前年度繰越金を繰り越すもので、増額補正したいというものであります。

以上をもちまして、平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

本案につきまして、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 177ページなのですが、さっき介護予防ケアマネジメント事業が追加みたい  
に委託料が出たのですけれども、これはその目的に沿った介護予防、患者さんを増やさないとい  
うか、そういう意味では真ん中ストライクのイメージで持っていつているのでしょうか。その効果と  
いうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） こちらの事業予算で見ているのは、いわゆる総合事業の  
介護予防のケアマネジメントという部分のところでございますが、これが伸びている部分のところ、  
ある意味、介護予防の対象者が増えて介護保険に進まない、その事前の段階のところ、ある程度  
コントロールできる、そういう状況が保たれるという部分のところになるかと思えますので、これ  
が伸びるというのは、一概にいい数字ではありませんけれども、決して悪いことでもないという、  
そういう部分のところでは考えております。

そういう部分のところの中で、効果がどう出るかというのは、これからある意味出てくる、そう  
いう話の部分のところかと思えますけれども、ただ言えることは、これまで、前回、第6期16.3%  
あった要介護者の認定率が、今16%まで、わずか0.3ではあります、下がってきております。そ  
ういう部分のところを考えますと、やはりこれまでやってきたことというのは、決して誤りではな  
いというふうな部分のところは言えるかと思えますので、今後も継続していく、そういう考え方で  
よろしいかと思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、今ちょっと関連して聞きますけれども、認定率というか、16.3から16%  
だと。今、一般質問でもやったのですけれども、無理やり卒業させるとか、そういった、要支援者  
に対して目標を持たせて、あなたはもう要支援でなくてもいいですよみたいな、更新時にそうい  
ったことが、先進モデル事業の中でそういったことがやられていて大きな問題になっているのですけ  
れども、栃木市の場合、0.3%ですから、その影響はないのかもしれないのですけれども、確認で  
すけれども、そういった無理やりの介護外しというか、保険外しということはやられていないとい  
うことでよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 私が答えるより、一般質問で部長が答弁しているとおりで  
ございますので、決して抑制というものはしておりません。ただ、介護保険事業も保険でやって  
いるという観点からすれば、やはり適正な運用をしていかないと保険料がどんどん高騰していくとい  
うことにもつながってまいりますので、その見きわめはしっかりとさせていただきたいなとい  
ふふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。それと、先ほどからの説明で、保険料でもいいのかな、158ページで。第2段階、第3段階の軽減、消費税増税が見送られたということで、この第2段階、第3段階の人たちというのはどのくらいの人数がいたのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 平成29年度の予算を見込む段階であります、第2段階が2,841人、第3段階が2,540人であります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういう人たちに対しては、ある程度、前々から軽減されるよというような周知がされていたのかどうかわかりませんが、今回こういうことで、このまま、軽減されないうでいくよというような、そういったことは言っているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 保険料率につきましては、当然条例で定めるという形になります。第1段階の軽減の部分は、平成27年度に専決という形でさせていただいて、議会の皆様に6月議会でご報告をさせていただきましたが、今回はそのような措置をとっておりませんし、事前から、この第2段階、第3段階につきましての減額の部分のところについてのお知らせというものは、していない状態でございましたので、改めて今回これが延期になったという部分のところについても説明もしていない、そういう状況でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第97号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第6、議案第98号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第98号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の25ページをお開き願います。平成29年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,750万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の196、197ページをお開き願います。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、784万6,000円を増額するものであります。説明欄の介護予防サービス計画委託費につきましては、要支援者に対する介護保険サービスのケアマネジメントを行う介護予防サービス計画を委託する委託料が、当初予算において総合事業への移行を想定し、前年度より低く設定していたところ、移行率が予想を下回ったことから、予算に不足が生じる見込みとなり、増額補正したいというものであります。

次に、歳入を説明いたしますので、194、195ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス計画費収入の補正額は784万6,000円を増額するもので、国保連からの介護報酬を歳出の増に合わせて増額するものであります。

2款1項1目一般会計繰入金の補正額は130万3,000円を減額するもので、職員給与費等繰入金を減額補正したいというものであります。

3款1項1目繰越金の補正額は130万3,000円を増額するもので、今回の補正財源に繰越金を充当するものであります。

以上をもちまして平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

本案につきまして、歳入、歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 197ページです。契約、委託費が予想よりも減らなかった、当初予想していたよりも。ということで、委託料が増えたのですけれども、その主な原因というのですか、どういうことが言われているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 先ほどの説明が少し悪かったのかなと思いますが、基本的には要支援の方が、この介護保険のほうのサービスに残る方とチェックリストに移行する方というものが両方いらっしゃる。当初ではチェックリストに移行する方のほうがもう少し多いのではないかとこのように思っていたところ、実は介護保険の要支援のサービスのほうに残った方のほうが少し多かったということで、その部分のところで予算の不足が生じたという形で、今回の補正というような形になります。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それは、要支援者の方の意向を尊重というか、総合事業よりも今までのサービスを受けたいという方が多かったということによろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） おっしゃるとおり、先ほど来出ている、抑制ではないという部分のところの一つのあらわれかなというふうには思っておりますが、基本的にはまずご要望、それらの部分のところというものを十分加味しながら窓口対応をしてきた部分のところという形になろうかというふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、今現在要支援1、2の方の人数というのは、若干増えているのか減っているのか、そこら辺を最後に伺いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 済みません、今手持ちで要支援1、2の部分のところの方の人数、具体的な数字というものはありませんが、基本的には要支援1、2の方について、介護保険の更新申請を行うときに、半分ちょっとの方がそのまま更新申請をして要支援になっていくと。新規の方というのは、月にかなりの件数まだ要支援ということで出てきます。その部分のところの中で、総体では要支援1、2は若干これまでよりは減っていると。ただ、先ほど補正をお願いした部分のところのいわゆるチェックリストの方というものも、非常に多くの方が伸びてきていますので、その部分のところの方もいる。総体では、軽度者の介護保険サービスと総合事業のサービスの

合計では、伸びているというのが今の状況になります。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第98号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

（午前11時53分）